

<平成23年11月実施>

男女共同参画社会に関する アンケート

A あなたについて

問1 あなたの性別は。(一つ選んで番号を記入して下さい。)

1. 女性 2. 男性

問2 あなたの年齢は。(一つ選んで番号を記入して下さい。)

1. 20歳～29歳 2. 30歳～39歳
3. 40歳～49歳 4. 50歳～59歳
5. 60歳～69歳 6. 70歳以上

問3 あなたの住まいは次のどの地域ですか。(一つ選んで番号を記入して下さい。)

1. 余野・川尻・木代・切畑・野間口・高山・牧・寺田・吉川
2. ときわ台・東ときわ台・光風台・希望ヶ丘・新光風台

B 男女平等・家庭生活について

問1 次の分野において男女の地位は、平等になっていると思いますか。
(それぞれ一つずつ選んで番号を記入して下さい。)

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
ア. 家庭生活の場では	1	2	3	4	5	6
イ. 賃金や待遇など職場では	1	2	3	4	5	6
ウ. 学校教育の場では	1	2	3	4	5	6
エ. 冠婚葬祭などの慣習やしきたりでは	1	2	3	4	5	6
オ. 政治・経済活動などの場では	1	2	3	4	5	6
カ. 法律や制度の面では	1	2	3	4	5	6
キ. 自治会などの地域活動の場では	1	2	3	4	5	6

問2 結婚や家庭に関する次のような意見についてどう思いますか。
(それぞれ一つずつ選んで番号を記入して下さい。)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない
ア. あえて結婚する必要はない	1	2	3	4	5
イ. 結婚生活がうまくいかなければ離婚したほうがよい	1	2	3	4	5
ウ. 結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
エ. 家事・育児は女性がするべきである	1	2	3	4	5
オ. 介護は女性がするべきである	1	2	3	4	5

C 子育てについて

問1 子どもにはどの程度教育を受けさせたいと思いますか。
 子どもがいない方も男女それぞれについてお答え下さい。
 (それぞれ一つずつ選んで番号を記入して下さい。)

ア 女の子の場合

- | |
|--------------|
| 1. 高等学校 |
| 2. 専門学校・短期大学 |
| 3. 大学 |
| 4. 大学院 |
| 5. わからない |

イ 男の子の場合

- | |
|--------------|
| 1. 高等学校 |
| 2. 専門学校・短期大学 |
| 3. 大学 |
| 4. 大学院 |
| 5. わからない |

問2 子育てについてご意見をお尋ねします。次の各項目について、あなたの考えに最も近いものを選んでください。(それぞれ一つずつ選んで番号を記入して下さい。)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	そう思わない
ア. 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい	1	2	3
イ. 女の子は家事ができるように育てるのがよい	1	2	3
ウ. 男の子は経済的に自立できるように育てるのがよい	1	2	3

D 仕事について

問1 女性の働き方としてどのような形がよいと思われませんか。
一つ選んで番号を記入して下さい。

1. 正社員・正職員
2. パートタイム・アルバイト・フリーター・非常勤職員
3. 経営者
4. 家事手伝い
5. 専業主婦
6. わからない

問2 女性が仕事をする事について、どのように思われますか。次の中からあなたの考えに最も近いものを一つ選んで番号を記入して下さい。

1. 女性は仕事を持たない方がよい
2. 結婚したら家庭に入る方がよい
3. 出産したら家庭に入る方がよい
4. 出産したら一時家庭に入り、子どもの手が離れてから再就職する方がよい
5. 結婚や出産にかかわらず仕事を続ける方がよい
6. わからない

問3 女性が仕事を続けるためには、どのようなことが必要だと思いませんか。
特に重要だと思われるものを一つ選んで番号を記入して下さい。

1. 介護・育児休業制度などの普及
2. 男性の家事・育児・介護などの積極的参加
3. 出産後も職場復帰できる再雇用制度の充実
4. 保育所・留守家庭児童育成室(学童保育)など育児環境の拡充(保育時間の延長など)
5. 職場での男女の昇進・待遇などの格差をなくす
6. 再就職を希望する女性のための講座の充実
7. わからない

E 学校・社会生活について

問1 一般的に、学校などの社会生活の場で行なわれている次のことについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。(それぞれ一つずつ選んで番号を記入して下さい。)

	よいと思う	どちらかといえばよいと思う	どちらかといえば変だと思う	変だと思う	わからない
ア. 出席簿順を男女混合にする	1	2	3	4	5
イ. 児童会・生徒会の会長になるのは男の子が多い	1	2	3	4	5
ウ. 女の子はピンク色、男の子は青色という傾向がある	1	2	3	4	5
エ. 女医、女流棋士、女流作家など女性特有の呼び方がある	1	2	3	4	5
オ. 女性は土俵に上がることができない	1	2	3	4	5
カ. 女性禁制の山や場所がある	1	2	3	4	5
キ. お茶の接待は女性がするものである	1	2	3	4	5

F 人権について

問1 次の言葉について、それぞれあてはまるものはどれですか。
(それぞれ1つずつ選んで番号を記入してください。)

	よく知っている	聞いたことがある	知らない
ア. 女子差別撤廃条約	1	2	3
イ. 男女雇用機会均等法	1	2	3
ウ. 育児・介護休業法	1	2	3
エ. 男女共同参画社会基本法	1	2	3
オ. 配偶者からの暴力防止法(DV防止法)	1	2	3
カ. 性別役割分担意識	1	2	3
キ. セクシュアル・ハラスメント	1	2	3
ク. ジェンダー	1	2	3
ケ. ポジティブ・アクション	1	2	3
コ. デートDV	1	2	3
サ. ワーク・ライフ・バランス	1	2	3

※それぞれの言葉の説明は、11ページをご覧ください。

10歳代から20歳代に交際相手のいる(いた)方にお聞きします。

問2 あなたは、10歳代、20歳代に交際相手から、次のようなことをされたことがありますか。
(それぞれ1つずつ選んで番号を記入してください。)

	何回もある	一・二回はある	まったくない
ア. なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
イ. 人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視する、なぐるふりをして脅すなどの精神的な嫌がらせを受けた	1	2	3
ウ. あなたがいやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

これまでに結婚(事実婚を含む)したことのある方にお聞きします。

問3 あなたは夫や妻から(事実婚や別居中含む)から、次のようなことをされたことがありますか。ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者(離別・死別した相手、事実婚を解消した相手)も含まれます。(それぞれ1つずつ選んで番号を記入してください。)

	何回もある	一・二回はある	まったくない
ア. 命の危険を感じるくらいの暴力を受ける	1	2	3
イ. 医師の治療が必要なくらいの暴力を受ける	1	2	3
ウ. 医師の治療は必要なくらいの暴力を受ける	1	2	3
エ. 嫌がっているのに性的な行為を強要される	1	2	3
オ. 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	1	2	3
カ. 何を言っても無視され続ける	1	2	3
キ. 生活費を渡されない	1	2	3
ク. 交友関係や電話を細かくチェックされる	1	2	3
ケ. 「養ってやっている」とか「かいしようなし」と言われる	1	2	3
コ. 大声でどなられる	1	2	3

問2と問3で、1つでも「1」または「2」と回答した方にお聞きします。

問4 あなたは、そのことを誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。
(○はいくつでも)

- ア. 友人、知人、職場の人
- イ. 家族や親戚
- ウ. 学校関係者(教員、スクールカウンセラーなど)
- エ. 職場の相談窓口
- オ. 役場の相談窓口(生活・人権相談窓口など)
- カ. 警察・警察の相談窓口
- キ. 法務局、人権擁護委員
- ク. 女性のための相談施設(大阪府子ども家庭センター、大阪府女性相談センターなど)
- ケ. 上記オ～ク以外の公的な機関
- コ. 民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー、民間シェルターなど)
- サ. 医療関係者(医師、看護師など)
- シ. その他(具体的に: _____)
- ス. どこ(だれ)にも相談しなかった

問4で、「ス. どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答した方にお聞きします。

問5 あなたが、どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)のは、なぜですか。
(○はいくつでも)

- ア. どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから
- イ. 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- ウ. 相談してもむだだと思ったから
- エ. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- オ. 加害者に「誰にも言うな」と脅されたから
- カ. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- キ. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- ク. 世間体が悪いから
- ケ. 他人を巻き込みたくなかったから
- コ. 他人に知られると、これまでどおりの付き合い(仕事や学校などの人間関係)ができなくなると思ったから
- サ. そのことについて思い出したくなかったから
- シ. 自分にも悪いところがあると思ったから
- ス. 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- セ. 相談するほどのことではないと思ったから
- ソ. その他(具体的に: _____)

ここからは、全員の方にお聞きします。

問6 あなたは、配偶者(事実婚・別居中を含む)からの暴力(なぐる、ける、無視するなど身体的、心理的な暴力)について、相談窓口としてどのようなものを知っていますか。
(○はいくつでも)

- ア. 配偶者暴力相談支援センター(女性相談センターなど)
- イ. 警察
- ウ. 法務局、人権擁護委員
- エ. 役場の相談窓口(生活・人権相談窓口など)
- オ. 上記ア～エ以外の公的な機関
- カ. 民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー、民間シェルターなど)
- キ. その他(具体的に: _____)
- ク. 1つも知らない

問7 次のことは、セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)だと思いますか。
 それぞれ一つずつ選んで番号を記入して下さい。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	思わない	わからない
ア. 地位や権限を利用して、性的な関係をせまること	1	2	3	4	5
イ. さわる、抱きつくなど肉体的な接触をすること	1	2	3	4	5
ウ. 性的冗談や質問、ひやかしなどの言葉をかけること	1	2	3	4	5
エ. ヌードポスターやわいせつ本を見せたりしてからかうこと	1	2	3	4	5
オ. 宴席で女性にお酌やデュエット、ダンスを強要すること	1	2	3	4	5
カ. 結婚予定や出産予定をたびたび聞くこと	1	2	3	4	5

G その他

問1 あなたは、男女共同参画社会を推進していくために、府や市町村は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。
(○はいくつでも)

- ア. 府や市町村の審議会委員や管理職など、政策・方針決定の場に女性を積極的に登用する
- イ. 民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する。
- ウ. 男性や女性の生き方や悩みに関する相談の場を充実する
- エ. 男女共同参画社会づくりに役立つ情報を収集し広く提供する
- オ. 職場において男女の均等な取扱いが図られるよう企業等に働きかける
- カ. 仕事と生活のバランスがとれるよう男女ともに働き方の見直しを進める
- キ. 子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する
- ク. 子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する
- ケ. 育児や介護のための施設やサービスを充実する
- コ. 学校教育や生涯学習の場で男女共同参画に向けた学習を充実する
- サ. 妊娠・出産期、更年期など生涯を通じた女性の健康づくりを推進する
- シ. 女性に対する暴力(セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力)防止や被害者への支援を充実する
- ス. 男女共同参画を進めるための啓発活動を充実する
- セ. その他(具体的に:
- ソ. 特にない

問2 男女平等・男女共同参画社会実現に向けての取り組みなどについてご意見・ご提案など、お聞かせください。



ご協力ありがとうございました。返信用封筒に別紙「回答用紙」のみ、
または「アンケート本文に記入された方はアンケート本文をそのまま」入れて
12月 5日(月) までに投函してください。

F 人権について 問1の言葉の説明

- ア. **女子差別撤廃条約**：あらゆる分野において女性差別を撤廃し、男女平等な権利の確立をめざして、昭和54年に国連総会で採択されました。日本は、男女雇用機会均等法の公布、家庭科男女共修等の措置を講じた後、昭和60年に批准しました。
- イ. **男女雇用機会均等法**：雇用の分野において女性と男性が均等な機会と待遇が確保されることなどを目的として昭和61年に施行。平成9年の改正により、差別の禁止規定や積極的差別是正措置の促進、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する配慮義務などが新たに加われました。
- ウ. **育児・介護休業法**：育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することなどを目的として平成4年に施行。平成22年6月30日より子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現等を盛り込んだ改正法が施行されました。
- エ. **男女共同参画社会基本法**：男女が対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に参画し、均等な利益の享受と共に責任を担うべき社会である「男女共同参画社会」の形成についての基本理念等を明らかにした法律で、平成11年6月に施行されました。
- オ. **配偶者からの暴力防止法（DV防止法）**：配偶者（事実上の婚姻関係にある男女、離婚後に被害を受けている人も含める）からの暴力の防止と被害者の保護を目的とする法律で、平成13年10月に施行しました。裁判所による保護命令などが規定されています。平成20年施行の法改正では被害者の定義の拡大、市町村に基本計画策定の努力義務などが盛り込まれました。
- カ. **性別役割分担意識**：「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」などに表わされるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があるとして、性別によって役割を固定化する考え方や意識をいいます。結果的に男女格差を生み出しています。
- キ. **セクシュアル・ハラスメント**：「性的嫌がらせ」のことで、職場においては労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されることをいいます。被害は男女どちらにも起こりえますが、圧倒的に女性が被害を受けることが多く、学校や地域社会などでも起きています。
- ク. **ジェンダー**：「女らしさ」「男らしさ」などそれぞれの性にふさわしいと期待される行動や態度を人が育つ過程で身につけていく「文化的、社会的につくられた性差」のことで、生物学的な性別（セックス・sex）と区別して用いられています。
- ケ. **ポジティブ・アクション**：「積極的改善措置」のことで、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。
- コ. **デートDV**：結婚していない交際中の男女間における暴力のこと。
- サ. **ワーク・ライフ・バランス**：「仕事と生活の調和」と訳されます。男女がともに、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に応じて多様な生き方が選択、実現できる状態のことをいいます。

【回答用紙】

Aの回答欄

問1	問2	問3

Bの回答欄

問1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
問2	ア	イ	ウ	エ	オ		

Cの回答欄

問1	ア	イ
問2	ア	イ
	ウ	

Dの回答欄

問1	問2	問3

Eの回答欄

問1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ

Fの回答欄

問1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ
問2	ア	イ	ウ								

※裏面へつづきます。

Fの回答欄 (つづき)

問3	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ										
問4 該当に○ をつける	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ			サ	シ	ス					
問5 該当に○ をつける	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ			サ	シ	ス			セ	ソ	
問6 該当に○ をつける	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク												
問7	ア	イ	ウ	エ	オ	カ														

Gの回答欄

問1 該当に○ をつける	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ			サ	シ	ス			セ	ソ	
--------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	---	---	---	--	--	---	---	--

問2

◎自由記述

